

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額を別表第一「常勤役員の報酬月額」とおりとする。非常勤役員及び評議員の報酬は、別表第二「非常勤役員等の報酬」とおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いをようする

ものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた日から施行する。

別表第一 常勤役員の報酬表

代表理事		理事・監事	
勤続年数	月額	勤続年数	月額
1～4	300,000	1～4	200,000
5～8	350,000	5～8	225,000
9～12	400,000	9～12	250,000
13～16	450,000	13～16	275,000
17～	500,000	17～	300,000

別表第二 非常勤役員及び評議員の報酬

理事会及び評議員会の出席の都度、謝金として一人当たり
2万円（源泉所得税控除後）